

改正収益認識基準、開示2基準、連結納税見直し対応、公表—IASB

去る3月27日、企業会計基準委員会が第428回企業会計基準委員会を開催した。

ASBJが3月30日に公表した資料等によると、主な審議事項は次のとおり。

開示に関する収益認識基準

開示に関する収益認識基準の再公開草案の必要性について審議が行われ、公表議決が行われた。

委員からは、新型コロナウイルスの影響による対策について質問があり、事務局は「今後の状況によって、適用時期など緊急的な対応をはかる可能性はある」との回答があった。

委員全員の賛成で公表議決された（3月31日公表。改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等は https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-01.html参照）。

見積り開示基準・会計方針開示等会計基準

見積り開示基準および会計方

会計基準」は https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-03.html参照）。

連結納税制度の見直しへの対応

連結納税制度の見直しの対応に関する実務対応報告の公開草案について、委員全員の賛成で公表議決された（3月31日公表。実務対応報告39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱」は https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2020/2020-0331-04.html参照）。

法務

時価算定基準公表に伴う改正会計規、公布—法務省

去る3月31日、法務省は「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布した。

本改正は、企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」等の公表を受けたもの。「金融商品に関する注記」（109条）について、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を注記する旨が追記され

国際会計

IFRS9号「金融商品」とコロナウイルスに関する通知、公表—IASB

去る3月27日、国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS9号「金融商品」と新型コロナウイルス感染症に関する通知を公表した。

これは、新型コロナウイルス感染症によりもたらされる不確実性を念頭に置いたIFRS9号の予想信用損失モデルの適用方法を取り扱っている。

IFRS9号は、認識されるべき予想信用損失の額を計算するためのフレームワークを定めており、金融資産に関する信用損失の著しい増加が生じた場合には、全期間にわたる予想信用損失を認識すべきとしている。

IFRS9号は、状況に応じた判断を求めるとともに、異なる環境においては予想信用損失を計算するための方法を調整することを求めている。新型コロナウイルス感染症を考慮した現状では、従来から使用されてきた方法がもはや適切ではなくなってしまう可能性がある。そのため、IFRS9号

における信用損失の著しい増加の有無を見定めるため、および予想信用損失額を計算するために、不当なコストや労力を伴うことのない範囲で、合理的で裏づけのある情報を利用することが求められる。

現時点では、新型コロナウイルス感染症および各国政府による対応の影響を合理的で裏づけのある情報により会計処理に織り込むことは難しいと考えられる。しかし、経済的状況の変化は、マクロ指標などを通じて織り込まれるべきであり、そのような織り込みができないような場合には、現在の計算式を変更するか調整すべきと考えられる。

また、IFRS9号に関連した開示をおしても透明性のある情報の提供が求められる。さらに各国の規制機関が本件に関するガイダンスを公表しているため、それらも参照することが必要になる。

経済対策に必要な財政支出規模

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に対する、金融政策による具体的な対策が、3月16日の金融政策決定会合で示された。マクロ経済の視点からの財政政策による対策も必要で、政府による策定が急務となっている。

自民党は、経済対策に関する提言書を安倍首相に提出した。その内容は、事業規模60兆円、国の財政支出20兆円規模の実現を目指した案となっている。このなか消費税率5%減税分に相当する約10兆円を上回る給付措置も含まれている。

今回の提言では、リーマンショック時に比べて今回の状況は格段に厳しく、当時を上回る対策が必要と述べられている。しかし、この財政支出の規模では足りないとの声もある。

今回の対策を第1弾とみれば追加対策が出ることも考えられるが、緊急性を考えれば最初から規模を大きくすべきとの意見も出ている。さらに、今回の感染症拡大の影響が現れる前の落ち込みについても考慮すべきとの

見方もある。

昨年10〜12月期の、新型コロナウイルス感染症問題の影響を受ける前の需給ギャップ（需要不足）は、内閣府の試算によると7兆5,000億円で、同期のGDP2次速報値は、前期比・年率換算でマイナス7.1%まで落ち込んでいた。総需要のうち、今回は民間設備投資と個人消費が落ち込んでいるため、その分を政府支出で補うには少なくとも事業規模ではなく財政支出だけで50兆円規模が必要という指摘もある。

消費税率5%減税分を現金給付やクーポン・ポイント発行などで給付する措置については、実際に税率を5%引き下げることが早く、手続も簡潔に実行できるとの見方もある。最優先の政策は、提言にあるように中小企業やフリーランスを含む小規模事業者の資金繰り支援であり、緊急を要する課題である。

今後の中長期の政策についても、迅速かつ大規模な実行が求められるとされている。

投資のハナシ 裏表

強制行使

三田 哉

新型コロナウイルスで世界中がパニック状態に陥っている現在、日本株式市場では、別の新型コロナウイルスの脅威が懸念されている。今回の株価急落により無症状感染者の発症例が報告されるようになった。超有名作詞家の発症も報告されている。この新型コロナウイルスは、強制行使ウイルスと呼ばれる。…という調子で書いたら、編集から「センシティブだからだめだ」といわれてしまった。そういえば、前回は「トーン」にあわないという理由だった。今回は「センシティブ」だ。いったいどういう理由で、却下されるのか予測不可能である。なぜ、こんな愚痴みたいなことを書いているのか？

それはね…新しいネタを探す時間がないから、もとの原稿を書き直すことにしたわけだが、面白い部分をすべて削ってしまった、字数が足りなくて困っているからだ。

【行使価額】 130円
 【トリガー価格】 65円
 【行使期間】 2016年7月20日から2021年7月19日
 【割当先】 発行会社・その子会社と孫会社の取締役および従業員22名
 【強制行使条項】 株価がトリガー価格に達すると、1カ月以内に権利行使をしなければならぬ。

○第2回新株予約権
 【行使対象株数】 3,203万株
 【行使価額】 125円
 【トリガー価格】 62.5円
 【行使期間】 2018年7月24日から2028年7月23日
 【割当先】 秋元康氏ほか2名
 【強制行使条項】 株価がトリガー価格に達すると、行使期間満期までに権利行使をしなければならぬ。

○第1回新株予約権
 【行使対象株数】 1,150万株

KeyHolderが発行した新株予約権に付随している強制行使条項を紹介する。

【解説】 今回、どちらも2月28日にトリガー価格に達したため、第1回新株予約権は4月1日までに、第2回新株予約権は2028年7月23日までに行使をしなければならない。つまり、

株価がトリガー価格まで下がる、予約権保有者はその2倍の価格で新株を買わなければならないこととなる。

これ以外にも強制行使条項がついた新株予約権の発行事例がある。いずれの強制行使条項も似通ったものとなっており、特徴は次のとおり。

- インセンティブプランとして上場会社が発行する新株予約権に付随している。
- 強制行使条項は、下方に設定されたトリガー価格を株価が下回ると発動される。
- 新株予約権の割当先となるのは、発行会社の取締役・従業員となる場合がほとんどである。まれに、関係取引先として外部の人間が割当先になる。
- 発行される新株予約権は有償のインセンティブプランとして発行されている。そのため、割当先は、時価で新株予約権を購入する必要がある。強制行使条項を付けることで、新株予約権の価格を下げている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年 3月27日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和2年度)	金融庁	今回のレビュー(令和2年3月期以降)の重点テーマは「セグメント情報」およびFRS15号「顧客との契約から生じる収益」(主に指定国際会計基準を任意適用する会社が対象)であること等が示されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200327.html	—
2020年 3月31日	法律第8号 所得税法等の一部を改正する法律 等		オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直し等が行われている。あわせて、関係する政省令も公布されている。 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/201diet/st020131g.htm	—
2020年 3月31日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東京証券取引所	新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念による企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社および上場申請会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能とするため、特例を新設するもの。コメント期限は4月14日まで。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20200331.html	—
2020年 3月31日	監査・保証実務委員会報告82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正	JICPA	2019年12月に行われた内部統制基準・実施基準の改訂を踏まえたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200331cdj.html	—
2020年 3月31日	監査・保証実務委員会報告83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正	JICPA	2019年9月に行われた四半期レビュー基準の改訂を踏まえたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200331cti.html	—
2020年 3月31日	監査・保証実務委員会実務指針85号「監査報告書の文例」の改正	JICPA	2019年9月に行われた監査基準および中間監査基準の改訂を踏まえたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200331xah.html	—
2020年 4月2日	株主総会運営に係るQ&A	経済産業省 法務省	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会の運営上想定される事項についての考え方をまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200402001/20200402001.html	—

証券

大波乱となった第1四半期の世界の株価

今年の第1四半期の世界株式市場は、中国を発生地とする新型コロナウイルス感染症の影響で、波乱に見舞われた。2月は中国と周辺の国々にとどまっていたように思われた感染は、3月に入るとヨーロッパやアメリカへと拡散した。2月の段階では、米国株価は史上最高値更新を記録していた。ところが、3月末の状況をみると、感染者数はアメリカがトップ、次いでイタリア、スペインの順で、欧米諸国が発生地である中国よりも多くなっている。欧米各国の3月の株価変動は、リーマン・ショックを上回ったとの見方もある。

後の下落、最大は韓国の36%である。中国は15%の下落と主要国中最小であった。これは、初めに感染者数・死者数で突出した中国がピークアウトも最初であったためとみられる。

どの国の株価も3月20日前後に最安値をつけ、その後は乱高下を繰り返しながらも、株価水準は回復、上昇している。通常であれば、株価底打ちと考えられるが、感染症拡大に関する今後の展開が現時点では不透明なため、現時点では楽観的な見方はされていない。

株価のファンダメンタルズについては、1-3月の数字がこれから発表されることになる。日本市場では4月早々に発表された日銀短観が大幅悪化となったが、株価下落は最安値を更新するまでには至っていない。今後についても予断を許さない情勢が続くとみられる。

世界各国のGDPが中国を先頭に発表され始める4月末頃に株価がどう動くのか、注目が集まっている。

台湾、シンガポール)は30%前